

- 保険指定医療機関
- 労災指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関

当院は保健医療機関の指定を受けています。

九州厚生局長への届出事項に関する事項

◆当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 1) 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 2) 機能強化加算
- 3) 医療DX推進体制整備加算
- 4) 障害者施設等入院基本料10対1 5階病棟50床
(看護補助体制充実加算2、夜間看護体制加算)
- 5) 診療録管理体制加算3
- 6) 特殊疾患入院施設管理加算
- 7) 療養環境加算
- 8) 医療安全対策加算2
- 9) 感染対策向上加算2
(連携強化加算、サーベイランス強化加算)
- 10) 後発医薬品使用体制加算1
- 11) データ提出加算
- 12) 入退院支援加算1
- 13) 認知症ケア加算【加算3】
- 14) 回復期リハビリテーション病棟入院料1
6階病棟50床 7階病棟50床
- 15) 地域包括ケア病棟入院料1 4階病棟49床
(看護職員配置加算、看護補助体制充実加算2、看護職員夜間配置加算)
- 16) 入院時食事療養(I)
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時
(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 17) がん治療連携指導料
- 18) こころの連携指導料(1)
- 19) 薬剤管理指導料
- 20) 地域連携診療計画加算
- 21) 在宅療養支援病院3
- 22) 在宅医療DX情報活用加算
- 23) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 24) 検体検査管理加算(II)
- 25) 画像診断管理加算2
- 26) CT撮影及びMRI撮影
- 27) 心大血管疾患リハビリテーション料(1)
- 28) 脳血管疾患等リハビリテーション料(1)
- 29) 運動器リハビリテーション料(1)
- 30) 呼吸器リハビリテーション料(1)
- 31) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 32) 入院ベースアップ評価料51

以上の承認を受けています。

各病棟入院料に関する事項

◆当該病棟における一日の看護職員数(看護師・准看護師)及び看護補助者数(ケアワーカー)は、以下のとおりです

	1日の合計 看護職員数 (看護補助者数)	日勤時間帯(9:00~17:00)		夜勤時間帯(17:00~9:00)	
		看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数	看護職員1人当 たりの受持患者数	看護補助者1人当 たりの受持患者数
4階病棟 49床 ・地域包括ケア病棟入院料1 13対1(夜間:16対1)	12人以上	9人以内	—	17人以内	—
5階病棟 50床 ・障害者施設等入院基本料 10対1	15人以上	5人以内	—	25人以内	—
6階病棟 50床 ・回復期リハビリテーション1 13対1 / 30対1	12人以上 (5人以上)	7人以内	17人以内	25人以内	50人以内
7階病棟 50床 ・回復期リハビリテーション1 13対1 / 30対1	12人以上 (5人以上)	7人以内	17人以内	25人以内	50人以内

その他の事項

○付添看護 当病院において患者様負担による付添いはできません。